〇臨床検査技師(衛生検査技師)名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要

|臨床検査技師(衛生検査技師)の免許を登録した後、氏名等の変更により登録事項に変更が生じたときは、臨床検査 |技師(衛生検査技師)名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。

根拠法令 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第3条・第5条、臨床検査技師等に関する法律施行規則第2条の2・第3条の2

【提出先】

申請方法

申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。

【受付時間】

保健所(一部県については県庁)の業務時間内

【手続対象者】

臨床検査技師(衛生検査技師)名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名(外国籍の方については、その国籍)や氏名 等が変更になった臨床検査技師(衛生検査技師)

【提出時期】

その他

変更になった日の翌日から30日以内

【手数料(説明)】

登録免許税(収入印紙)は1,000円です。

【相談窓口】

保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係